

令和2年第11回 美里町農業委員会会議録

令和2年11月10日

令和2年第11回美里町農業委員会会議を美里町馬場1100番地美里町役場中央庁舎大会議室に招集する。

出席委員

1番	村田博治	2番	奥村 智	3番	濱田憲治	4番	三浦誠一
5番	永田末廣	6番	今田政行	7番	長木一美	8番	吉坂美佐子
9番	松田政明	10番	吉田美好				

欠席委員 0名

欠員 0名

事務局

事務局長 富永英司 書記 安達浩一 津田武蔵

その他事項

傍聴人数 0名

開会 午後1時30分

事務局長 こんにちは、只今から令和2年第11回美里町農業委員会会議を開会いたします。会長よりご挨拶をお願いいたします。それでは議事の進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第4条に基づき会長が行います。

会長 それでは、私の方で議事を進めさせていただきます。美里町農業委員会会議規則第6条に基づき会議が成立することをまず宣言します。本日の署名委員を指名いたします。署名委員は、2番奥村委員3番濱田委員を指名いたします。それでは、早速議事に入りたいと思います。なお、発言のある方は挙手の後、指名を受けて、発言をお願いします。議案第33号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分 番号1から番号4について、事務局より補足の説明はありませんか。

事務局 はい、それでは、議案第33号、番号1から番号4について補足の説明を行います。番号1は、譲渡人は仕事が多忙で農地の管理が困難な為、譲受人は新規就農の為、双方合意により、賃貸借権設定での申請をされました。番号2は、譲渡人は会社員で農地の管理が困難な為、譲受人は新規就農の為、双方合意により、使用貸借権設定での申請をされました。番号3は、譲渡人は町外在住で農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営規模拡大の為、双方合意により、所有権移転贈与での申請をされました。番号4は、譲渡人は申請地を相続により取得したが、仕事が多忙であり管理が困難な為、譲受人は農業経営開始の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。また、下限面積要件並びに周辺地域における「効率的かつ総合的な農地利用の確保」について支障を生じるおそれの有無など「農地法第3条第2項」の各号には該当しないものと思われ、許可要件をすべて満たすものと考えられます。以上で補足の説明を終わります。

会長 以上で事務局より、番号1から番号4の補足の説明を終わります。それでは議案第33号、番号1を議題とし内容の説明を7番長木委員に求めます。

7番（長木委員） はい・・・・・・・・。

会長 以上で議案第33号、番号1の内容説明を終わります。それでは番号1について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。はい、9番松田委員。

9番（松田委員） はい、新規就農ですが、農機具や作付けはどのようにされる予定ですか。

事務局 はい、農機具は自走式防除機、作付け予定はブドウ、イチジクで申請されています。

会長 他にありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第33号、農

地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 1 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 33 号、番号 1 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 33 号、番号 2 を議題とし内容の説明を 1 番村田委員に求めます。

1 番（村田委員）はい・・・。

会長 以上で議案第 33 号、番号 2 の内容説明を終わります。それでは番号 2 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 33 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 2 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 33 号、番号 2 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 33 号、番号 3 を議題とし内容の説明を 6 番今田委員に求めます。

6 番（今田委員）はい・・・。

会長 以上で議案第 33 号、番号 3 の内容説明を終わります。それでは番号 3 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 33 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 3 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 33 号、番号 3 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 33 号、番号 4 を議題とし内容の説明を 9 番松田委員に求めます。

9 番（松田委員）はい・・・。

会長 以上で議案第 33 号、番号 4 の内容説明を終わります。それでは番号 4 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 33 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 4 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 33 号、番号 4 は原案どおり決定しました次に進みます。その他となっておりますので、全員協議会に切り替えます。

## 全 員 協 議 会

1. 来月の農業委員会議日程について
2. 新年会について

会長 それでは、協議会を本会議に切り替えて、本日の会議はこれもちまして閉会させていただきます。有難うございました。

本会議 午後 2 時 3 0 分

美里町農業委員会会議規則第 1 3 条の規定によりここに署名する。

美里町農業委員会会長

印

美里町農業委員会委員

印

美里町農業委員会委員

印